

「確認項目及び確認文書」

(自己点検用様式)

(介護医療院)

令和6年7月

鹿児島県 介護保険室事業者指導係

303 介護医療院

※点検結果の表示→ : OK (正しくできている), : NG (正しくできていない), : 非該当

個別サービスの質に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
施設及び設備	厚生労働省令で定める施設 (第5条、第45条)	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】 ・使用目的に沿って使われているか【目視】 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図(行政機関側が保存しているもの) 	<input type="checkbox"/>
	構造設備の基準 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】 ・使用目的に沿って使われているか【目視】 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図(行政機関側が保存しているもの) 	<input type="checkbox"/>
運営	内容及び手続の説明及び同意 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所(入居)申込者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 (入所(入居)申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・入所(入居)契約書 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	入退所 (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを受ける必要性が高いと認められる入所(入居)申込者を優先的に入所させているか ・入所(入居)者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか ・入所(入居)者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等)で定期的に協議・検討しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの結果がわかるもの ・モニタリングの結果がわかるもの ・施設サービス計画 ・入所検討委員会会議録 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

303 介護医療院

個別サービスの質に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	サービスの提供の記録 (第13条)	・提供した具体的サービス具体的サービス内容等(サービスの提供日, サービスの内容, 入所(入居)者の心身の状況, その他必要な事項)が記載されているか	<input type="checkbox"/>	・サービス提供記録 ・モニタリングの結果がわかるもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	介護医療院サービスの取扱方針 (第16条、第47条)	<ul style="list-style-type: none"> ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか <input type="checkbox"/> ・身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性, 非代替性, 一時性)を全て満たしているか <input type="checkbox"/> ・身体的拘束等を行う場合, その様態及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか <input type="checkbox"/> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか <input type="checkbox"/> ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか <input type="checkbox"/> ・介護職員その他従業者に対し, 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行っているか <input type="checkbox"/> 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の記録(身体的拘束等がある場合) ・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

303 介護医療院

個別サービスの質に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	施設サービス計画の作成 (第17条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所(入居)者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえているか ・アセスメントのため、入所(入居)者及びその家族に面接しているか ・サービス担当者会議等により専門的意見を聴取しているか ・施設サービス計画を本人や家族に説明し、文書により同意を得ているか ・定期的にモニタリングを行い、結果を記録しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス計画(入所(入居)者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・アセスメントの結果がわかるもの ・サービス提供記録 ・モニタリングの結果がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	栄養管理 (第20条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・各入所(入居)者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケア計画 ・栄養状態の記録 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	口腔衛生の管理 (第20条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ・各入所(入居)者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔衛生の管理計画 	<input type="checkbox"/>
	看護及び医学的管理の下における介護 (第21条、第48条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴回数は適切か、また、褥瘡予防体制は整備されているか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 	<input type="checkbox"/>

303 介護医療院

※点検結果の表示→ : OK (正しくできている), : NG (正しくできていない), : 非該当

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
人 員	従業者の員数 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表/勤務実績表) ・従業者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード, 勤怠管理システム) ・資格要件に合致していることがまかせるもの(例:資格証の写し) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	受給資格等の確認 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等 	<input type="checkbox"/>
	運 営	利用料等の受領 (第14条、第46条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所(入居)者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・領収書
	管理者による管理 (第26条)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表/勤務実績表) ・管理者の勤怠状況がわかるもの(例:タイムカード, 勤怠管理システム) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

303 介護医療院

	<p>運営規程 (第 29 条, 第 51 条)</p>	<p>・運営における以下の重要事項について定めているか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 3. 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。） <input type="checkbox"/> 4. 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 5. 施設の利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 6. 非常災害対策 <input type="checkbox"/> 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 <input type="checkbox"/> 8. その他施設の運営に関する重要事項 <input type="checkbox"/> <p>(ユニット型)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 3. 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。） <input type="checkbox"/> 4. ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員 <input type="checkbox"/> 5. 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料、その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 		<p>・運営規程</p>	<input type="checkbox"/>
--	----------------------------------	---	--	--------------	--------------------------

303 介護医療院

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
		6. 施設の利用に当たっての留意事項 7. 非常災害対策 8. 虐待の防止のための措置に関する事項 9. その他施設の運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	勤務体制の確保等 (第30条、第52条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供は施設の従業員によって行われているか ・ 入所(入居)者の処遇に直接影響する業務を委託していないか ・ 資質向上のために研修の機会を確保しているか ・ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ・ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの(例:勤務体制一覧表/勤務実績表) ・ 雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

303 介護医療院

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	業務継続計画の策定等 (第30条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。 ・従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に行っているか ・定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	定員の遵守 (第31条、第53条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所定員（又はユニット毎の入居定員）及び療養室の定員を上回っていないか 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連への請求書控え 	<input type="checkbox"/>
	非常災害対策 (第32条)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的計画はあるか ・非常災害時の関係機関への通報及び連絡網等は整備されているか ・避難・救出等の訓練を定期的に行っているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画） ・運営規程 ・避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの ・通報、連絡体制がわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

303 介護医療院

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	衛生管理等 (第33条)	<p>○感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の措置を講じているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会の開催(概ね3月に1回以上)その結果の周知 ・ 感染症の予防及び食中毒のまん延の防止のための指針の整備 ・ 感染症の予防及び食中毒のまん延防止のための研修及び訓練の定期実施 	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの 	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
	秘密保持等 (第36条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の利用に当たり、入所(入居)者から同意を得ているか ・ 退職者を含む、従業者が入所(入居)者の秘密を保持することを誓約しているか 	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の利用に関する同意書 ・ 従業者の秘密保持誓約書 	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
	苦情処理 (第38条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか ・ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し、保存しているか 	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

303 介護医療院

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	事故発生の防止及び発生時の対応 (第40条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生の防止のための指針を整備しているか ・ 市町村、入所(利用)者家族等に連絡しているか ・ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか ・ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか ・ 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行っているか ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生の防止のための指針 ・ 市町村、入所(利用)者家族等への連絡状況がわかるもの ・ 事故に際して採った処置の記録 ・ 損害賠償の実施状況がわかるもの ・ 事故発生防止のための委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・ 研修の計画及び実績がわかるもの ・ 担当者を置いていることがわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	虐待の防止 (第40条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果の介護職員その他の従業員への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期的実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・ 虐待の防止のための指針 ・ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ・ 担当者を置いていることがわかるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

303 介護医療院

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項					
	(基準省令)	確認項目	点検結果	確認文書	点検結果
	介護現場の生産性の向上（第40条の3） ※令和9年3月31日まで努力義務	・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか	<input type="checkbox"/>	・生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの	<input type="checkbox"/>

注1) () は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の該当条項

注2) 「運営基準」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項、「虐待の防止」については、令和6年4月1日から完全実施